

公認スノーボード指導者研修規程

- 第1条 公認スノーボード指導者規程第8条第1項第1号に定めた公認スノーボード指導者研修（以下「研修会」という。）は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財)全日本スキー連盟スノーボード指導者研修会××会場」と称する。
- 第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。
- 第3条 研修会の会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。
- 2 研修会の出席者及び役員の資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。
- 第4条 研修会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。
- 2 研修会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟に申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。
- 3 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。
- 第5条 研修会年度は、本連盟年度とする。
- 第6条 研修会は、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。
- (1) 研修会の責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者。
- (2) 研修会の主任講師は、本連盟の教育本部専門委員・スノーボード技術員とする。また、スキー指導者研修会を同時開催する場合、主任講師を兼ねることができる。なお、本連盟主催主管のスノーボード技術員研修会についても同様の取扱いとする。
- (3) 研修会の講師は、本連盟の教育本部専門委員・スノーボード技術員・ナショナルスノーボードデモンストレーター・SAJスノーボードデモンストレーターとする。加盟団体主管の研修会においては、主管加盟団体長の責任において主管加盟団体長が選任する者も活用することができる。なお、本連盟主催主管のスノーボード技術員研修会については、本連盟の教育本部専門委員・スノーボード技術員・ナショナルスノーボードデモンストレーター・SAJスノーボードデモンストレーターとする。
- (4) 研修会は、3単位とし（1単位の研修時間は2時間を原則とする）、実技での実施を原則とする。ただし、欠単位がある場合は、別の会場で不足分を補うことができる。
- (5) 研修会の研修内容は、研修課題、技術理論、指導理論、指導実技、地域の課題その他必要な事項をもって構成し、主管加盟団体が決定する。毎年度の研修課題は本連盟において設定し、周知する。
- (6) 会場の雪面状況等で実技での実施が困難な場合、上記の事項を組み合わせ実施することを認める。
- (7) 本連盟は、従来 of 理論研修に相当するeラーニング、書籍等を補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、研修課題の解説やその他必要な情報

発信を行う。研修会参加者は、参加前にeラーニング、書籍等を視聴する。

(8) 研修会の参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申込む。

(9) 研修会を主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。

第7条 研修会参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定めるが、加盟団体主管の研修会については、地域性及び参加人員等によって増額し徴収することができる。

第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成10年10月5日	制定
平成12年9月20日	改正
平成14年6月28日	改正
平成14年11月5日	改正
平成16年6月25日	改正
平成16年11月2日	改正
平成17年6月15日	改正
平成18年6月15日	改正
平成19年7月5日	改正
平成23年9月20日	改正
平成25年7月9日	改正
平成26年7月15日	改正
平成29年7月15日	改正
令和3年11月6日	改正
令和3年7月7日	改正
令和4年4月18日	改正
令和5年7月5日	改正
令和5年9月14日	改正